

資料 2

3産労農水第 1276 号

東京海区漁業調整委員会

令和3年 10 月 25 日に公表した東京海区(小笠原地区)に係る海区漁場計画に対し、漁業法第 69 条第1項に基づき、別紙のとおり免許申請書が提出されたので、同法第 70 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

令和3年 12 月 1 日

東京都知事 小池百合子

(公印省略)

別 紙

公表番号	申請者	共同申請者	備考
共第 62 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 63 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 64 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 65 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 66 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 67 号	小笠原島漁業協同組合		
共第 68 号	小笠原母島漁業協同組合		
共第 69 号	小笠原母島漁業協同組合		
共第 70 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
共第 71 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
共第 72 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
共第 73 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
共第 74 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
共第 75 号	小笠原島漁業協同組合	小笠原母島漁業協同組合	
	以上		

東京海区（小笠原地区）共同漁業申請者毎申請漁業権一覧表（1／1）

表-1

申請者氏名・名称	申請者住所	申請漁業権 公表番号	備 考
小笠原島漁業協同組合	東京都小笠原村父島字奥村	共第 62 号	
		共第 63 号	
		共第 64 号	
		共第 65 号	
		共第 66 号	
		共第 67 号	
		共第 70 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
		共第 71 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
		共第 72 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
		共第 73 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
		共第 74 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
		共第 75 号	小笠原母島漁業協同組合と共同申請
	以上 12 件		

表-2

申請者氏名・名称	申請者住所	申請漁業権 公表番号	備 考
小笠原母島漁業協同組合	東京都小笠原村母島字元地	共第 68 号	
		共第 69 号	
		共第 70 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
		共第 71 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
		共第 72 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
		共第 73 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
		共第 74 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
		共第 75 号	小笠原島漁業協同組合と共同申請
	以上 8 件		

東京海区（小笠原地区）共同漁業権免許申請内容一覧

海区漁場計画の内容		漁業権免許申請の内容	
公表番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
共第62号	第一種	いせえび漁業	1月1日～12月31日
		しゃこがい漁業	
共第63号	第二種	すじがいがい漁業	1月1日～12月31日
		くもがいがい漁業	
		ほらがいがい漁業	
		たけのこがいがい漁業	
		たからがいがい漁業(はちぢょうだから、ほしだから及びうみうさぎ)	
		しらひげうに漁業	
		なまこ漁業	
		たかべ(うめいろ)建て切り網漁業	
		たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	
		共第64号	
しゃこがい漁業			
すじがいがい漁業			
くもがいがい漁業			
ほらがいがい漁業			
たけのこがいがい漁業			
たからがいがい漁業(はちぢょうだから、ほしだから及びうみうさぎ)			
しらひげうに漁業			
なまこ漁業			
共第65号	第二種		たかべ(うめいろ)建て切り網漁業
		たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	

漁業権免許申請の内容

申請者

漁場の位置

漁業の時期

漁業の名称

漁業の種類

公表番号

申請内容

小笠原島漁業協同組合

小笠原村北之島、
翠島及び緑島地先

1月1日～12月31日

いせえび漁業

第一種

共第62号

海区漁場計画と同じ

小笠原島漁業協同組合

小笠原村北之島、
翠島及び緑島地先

1月1日～12月31日

いせえび漁業

第二種

共第63号

海区漁場計画と同じ

小笠原島漁業協同組合

小笠原村緑島地先

1月1日～12月31日

いせえび漁業

第一種

共第64号

海区漁場計画と同じ

小笠原島漁業協同組合

小笠原村緑島地先

1月1日～12月31日

いせえび漁業

第二種

共第65号

海区漁場計画と同じ

東京海区（小笠原地区）共同漁業権免許申請内容一覧

公表番号		漁業の種類	海区漁場計画の内容		漁業権免許申請の内容	
			漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	申請者
共第66号	第一種	いせえび漁業	1月1日～12月31日	小笠原村弟島、兄島及び父島地先	小笠原島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		しゃこがい漁業				
		すいじがい漁業				
		くもがい漁業				
		ほらかい漁業				
		たけのこがい漁業				
		たからがい漁業(はちちようだから、ほしだから及びびらみうさぎ)				
		しらひげうに漁業				
		なまこ漁業				
		たかべ(うめいろ)建て切り網漁業				
共第67号	第二種	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	1月1日～12月31日	小笠原村弟島、兄島及び父島地先	小笠原島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
共第68号	第一種	いせえび漁業	1月1日～12月31日	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及びびね島地先	小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		しゃこがい漁業				
		すいじがい漁業				
		くもがい漁業				
		ほらかい漁業				
		たけのこがい漁業				
		たからがい漁業(はちちようだから、ほしだから及びびらみうさぎ)				
		しらひげうに漁業				
		なまこ漁業				
		たかべ(うめいろ)建て切り網漁業				
共第69号	第二種	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	1月1日～12月31日	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及びびね島地先	小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ

東京海区（小笠原地区）共同漁業権免許申請内容一覧

海区漁場計画の内容		漁業権免許申請の内容			
公表番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置		
共第70号	第一種	いせえび漁業	小笠原村北硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		まるさざえ漁業			
		しやこがい漁業			
		なまこ漁業			
共第71号	第二種	たかべ(うめいろ)建て切り網漁業	小笠原村北硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		たかべ(うめいろ)寄せ網漁業			
共第72号	第一種	いせえび漁業	小笠原村硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		まるさざえ漁業			
		しやこがい漁業			
		なまこ漁業			
共第73号	第二種	たかべ(うめいろ)建て切り網漁業	小笠原村硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		たかべ(うめいろ)寄せ網漁業			
共第74号	第一種	いせえび漁業	小笠原村南硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		まるさざえ漁業			
		しやこがい漁業			
		なまこ漁業			
共第75号	第二種	たかべ(うめいろ)建て切り網漁業	小笠原村南硫黄島地先	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	海区漁場計画と同じ
		たかべ(うめいろ)寄せ網漁業			

申請者の審査（共同漁業）

関係地区	組名	申請漁業種番号	漁業種の種類	水産業協同組合法第50条の規定による決議の適否			漁業法第72条第2項の規定による適格性の有無				備考	
				適否	正組員数	賛成数	決議状況	有無	関係地区世帯数	組合員世帯数		割合
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第62号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第63号	第2種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第64号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第65号	第2種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第66号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村父島	小笠原島漁業協同組合	共第67号	第2種	適	43	2/3以上	可決	有	43	43	2/3以上	
小笠原村母島	小笠原母島漁業協同組合	共第68号	第1種	適	28	2/3以上	可決	有	28	28	2/3以上	
小笠原村母島	小笠原母島漁業協同組合	共第69号	第2種	適	28	2/3以上	可決	有	28	28	2/3以上	
小笠原村	小笠原島漁業協同組合	共第70号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	
小笠原村	小笠原母島漁業協同組合	共第71号	第2種	適	28	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	
小笠原村	小笠原母島漁業協同組合	共第72号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	
小笠原村	小笠原島漁業協同組合	共第73号	第2種	適	28	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	
小笠原村	小笠原母島漁業協同組合	共第74号	第1種	適	43	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	
小笠原村	小笠原母島漁業協同組合	共第75号	第2種	適	28	2/3以上	可決	有	71	71	2/3以上	

(参考) ○ 水産業協同組合法第50条

： 総組員(准組員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

○ 漁業法第72条第2項第2号(単独申請の場合)

： 組合員のうち関係地区内に住所を有し1年以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。